



裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 9 年 (ク) 第 7 9 6 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 幸 大 谷 直 人 木 澤 克 之 山 口 厚
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 裁 判 の 表 示	名古屋高等裁判所金沢支部平成29年(ウ)第19号(平成29年7月13日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成29年10月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 亀 山 良 貴 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 亀 山 良 貴

